

**令和8年度地域づくりイノベーション・つながりラボ事業
業務委託仕様書**

1 委託業務名称

令和8年度地域づくりイノベーション・つながりラボ事業に係る業務

2 業務概要

地域づくり活動に取り組む団体やグループが、既存活動のブラッシュアップや新規活動の創出に向けて、先進的・活動的な事例研究や他団体等との交流を通じてアイデアを磨き、次年度の実践につなげる取組を支援し、阪神南地域におけるさらなる地域活動の活性化と、若者や多様な主体の参画促進を図るため、シンポジウムやワークショップによる事例研究や他団体との交流を促進し、既存活動のブラッシュアップや新規活動の創出の支援を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）までとする。

4 委託料

¥1,905,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 業務内容

(1) 「地域づくりイノベーション」シンポジウム（仮称）の開催

ア 開催時期 令和8年8月下旬から9月上旬

イ 開催回数 1回

ウ 開催場所 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）内の交通至便な会場

エ 開催内容

○ 基調講演

地域活動の活性化についての①第一線の講師による事例紹介、②最新トレンドの共有（以上で1名）、③連携事業に関する先進事例の発表（以上で1名）

なお、講師については、本事業業務受託者（以下「受託者」という。）からの提案を基本としつつ、発注者からも候補者を提案し、双方協議のうえ決定する

○ ワークショップ

地域づくり活動に取り組む団体やグループの既存活動の課題整理・改善案検討、新規活動のアイデア創出を促すようなテーマを4個程度設定

なお、活発な意見交換を促すため、各テーマにファシリテーターを置くこと

オ 募集人数 阪神南地域で活動しているグループ（最低2名で参加）や今後のグループ化を前提とした個人、5団体以上かつ20名程度

カ 参加者募集及び広報の実施

- ① チラシ作成・配布
- ② 受託者のホームページやSNSへの掲載
- ③ 参加申込者リストの作成

(2) 連携団体等の公募・選定（マッチング）

ア 実施時期 令和8年9月から令和9年1月

イ 実施内容

- ① (1)エ②で出された改善案や新規アイデアについて、他団体等との連携を進めるため、各参加者の希望に応じた連携先を公募もしくは紹介によりマッチング
- ② 1つのマッチングに対し、3回以上の打ち合わせを実施し、進捗状況を確認するとともに、連携や計画のブラッシュアップを伴走支援
- ③ 月に2度、阪神南県民センター（以下「委託者」という。）との定例ミーティング（オンライン可）を開催

ウ 実施場所 適宜

エ 実施手法 適宜

オ マッチング件数 5件以上

(3) 「地域づくりイノベーション」事業計画発表会兼審査会（仮称）の開催

ア 開催時期 令和9年2月

イ 開회回数 1回

ウ 開催場所 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）内の交通至便な会場

エ 開催内容

- ① (2)のマッチングを通じて、ブラッシュアップされた事業計画の発表会（翌年度の補助金交付の審査会を兼ねる。）
- ② 審査委員による評価とフィードバックの実施
審査委員は委託者が決定する。受託者は、当該決定を踏まえ、審査会を円滑に運営する。

オ 参加対象 本事業参加者及び連携団体ほか

(4) 実施体制の整備

業務全体の進行管理や調整機能を一元管理する実施責任者を配置する。

(5) 参考：スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
	企画提案 募集	コンペ	委託契約 締結								
			参加者 募集	シンポジ ウム							
					連携団体等公募・マッチング						
										事業計画 発表会	

6 委託業務内容にかかる実施計画書等の提出（受託者のみ）

(1) 提出物

委託者と業務内容（上記5「業務内容」にかかる全体スケジュール、広報計画）を打ち合わせのうえ実施計画書を作成し、その他関連資料と合わせて委託者に提出すること。

(2) 提出期限

委託者と受託者で別途協議する。

7 業務遂行上の留意事項

- (1) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (2) 業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講ずること。
- (3) 原則として、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対して全ての責任を負うものとする。

- (4) 受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (5) 業務終了後は、速やかに実績報告書及び委託者が求める資料を提出しなければならない。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。
- (7) 業務により得られた成果は、委託者に帰属するものとする。